

# 令和6年4月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月8日(月) 午後2時1分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

## 3. 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の  
事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について(所有権移転)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について(利用権貸借)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

## 4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸	
3番 大中 久敏	4番 天本 守	
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二	
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新	(欠席)
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜	
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司	
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子	
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子	
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光	
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋	
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司	(欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二	

## 5. 会議に欠席した委員(2名)

## 6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

新年度を迎え、初めての総会でございます。

それぞれの地域におきましても、新体制での組織運営が始まっていると思います。

そのような中、本日は大変ご多用中にもかかわらず、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

それでは本日の総会は、議案6件、報告2件でございます。

委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号8番委員、22番委員より欠席届が出ています。

よって、令和6年4月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、1番 赤川 敏彦委員、2番 天本 正幸委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、6件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされており

ますので、6番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、干潟地内の畑1筆です。3条による交換です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

(位置図で場所の説明)

番号2は、三沢地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

(位置図で場所の説明)

番号3は、三沢地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

(位置図で場所の説明)

2ページをお願いします。

番号4は、吹上地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大ということです。

(位置図で場所の説明)

番号5は、干潟地内の田2筆で、3条による所有権移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人と譲受人は兄弟関係で、姉から弟への贈与ということです。

(位置図で場所の説明)

番号6は、三沢地内の田1筆で、3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大ということです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

21番委員。

21番委員：

番号6ですが、買われるのは医療法人ですが「経営規模拡大」となっていますが、あり得るのかを伺いたい。また、3条による所有権移転なので他に転用ができません。本当に農業をされるのかとおもいますが。

議長：

事務局、お願いします。

事務局：

ご説明いたします。

議案書の中には経営規模が「0」となっています。現実的には久留米市の方で3,600㎡ぐらいを経営されています。病院等のスタッフや患者さんなどで実際に耕作されていますので、同じような形で耕作していきたいとの申し出があっているのです、3条相当ということで、審議をお願いしているところです。

議長：

よろしいですか。

21番委員

21番委員：

もし、耕作をやめて病院用地などに使うとするならば、何年間か期間を置かないといけないとか、その様な制限はあるのですか。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

委員が言われた農地を取得した後の開発や転用などになった時の話になります。

委員各位「三年三作」ということを聞かれたことがあると思います。これに対する法的な根拠は何もございません。3条の意味合いを事務局がわかってほしい、農地利用されるならそのくらいは農業をされますよね、というところと言うもの。わかりやすい内容ですが法的根拠がないので、きちんと農地利用するというのが主で、見るべきところになります。

議長：

よろしいですか。

21番委員

21番委員：

この近くに病院はあるのですか。ないでしょう。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

該当地の近くにはございません。

議長：

21番委員

21番委員：

これだけの価格で取得されるのだから、それなりの価値があるということでしょうが、単に農業をするための農地は他にいくらでもあるので、そっちでいいと思う。これは、病院もしくは病院関係施設が出てくるといふ考えがごく普通の予測です。となれば、きちんと地元にも説明しないとイケないのでは。農業委員会はOKしたが苦情が出てきたとなれば、委員会はちゃんと調べたの、聞いたの、と言われるようなことにならないかと思う。

以前地元で似たようなことがあったので、農業委員会としては「本当にそうなの」と聞くべきではないかと思う。この案件がダメだということではない。普通ではありえないような案件が上がっているので、自分の地区でなくても不思議に思った。意見として言っておきます。

議長：

他に意見はありませんか。

他にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長：

賛成多数でございます。

よって原案のとおり許可と決定いたします。

それでは、6番委員の入室を許可します。

(入室案内)

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件でございます。

議案書の3ページをお願いします。

番号1は、干潟地内の田1筆です。太陽光発電設備の支柱等の設置のため、一時転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、許可日から3年間の一時転用ですので、例外規定に該当します。

よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、3件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、3件の説明をいたします。

議案書の4ページをお願いします。

番号1と番号2は、譲受人と事業内容が同一の案件で、吹上地内の田1筆、畑1筆です。公共工事に伴う露天資材置場として一時転用申請があったものですが、公共工事の工期延長等により期間を延長する変更申請です。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号3は、4ページ、5ページにまたがります。福童地内の田6筆です。

公共工事に伴う現場事務所と駐車場として一時転用申請があったものですが、公共工事の工期延長等により期間を延長する変更申請です。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、31件を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、31件の説明をいたします。

議案書の6ページをお願いします。

番号1と番号2は、譲受人と事業内容が同一のもので、上岩田地内の畑2筆です。

露天資材置場として、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号3は、福童地内の田2筆です。

一般個人住宅の建設のため、転用の請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明)

7ページをお願いします。

番号4は、三沢地内の畑1筆です。

一般個人住宅の建設のため、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号5は、大崎地内の田2筆、畑2筆です。

特定建築条件付売買予定地とするため、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明)

次に8ページから16ページの番号6から番号27は譲受人と事業内容が同一のもので、干潟地内の田17筆、畑3筆、吹上地内の田4筆、畑19筆です。

貸倉庫建設のため、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明)

次に16ページ、17ページの番号28から番号30は譲受人と事業内容が同一のもので、吹上地内の畑6筆です。

店舗建設のため、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明)

17ページ、番号31は、山隈地内の畑1筆です。

使用貸借権を設定し一般個人住宅建設のため、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、3件を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明します。

議案書の18ページをお願いします。

番号1は、下西鯨坂地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号2は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号3は、平方地内の田1筆、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしていただいたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第5号は原案通り承認することに決定します。

次に議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、3件を議題とします。  
事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借について、ご説明します。

議案書の19ページをお願いします。

番号1は、干潟地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、賃借料等の説明)

番号2は、吹上地内の畑1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、賃借料等の説明)

番号3は、上岩田地内の田2筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、賃借料等の説明)

なお、地区会議においても了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしていただいたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第6号は原案通り承認することに決定します。

### [日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出9件につきまして報告いたします。

議案書の20ページをご覧ください。

番号1は、下岩田地内の田1筆です。  
売買により合意解約されたものです。

番号2は、平方地内の田1筆、八坂地内の田1筆です。  
売買により合意解約されたものです。

番号3は、乙隈地内の田3筆です。  
借人の都合により合意解約されたものです。

21ページをお願いします。  
番号4は、乙隈地内の田2筆です。  
借人の都合により合意解約されたものです。

番号5は、三沢地内の田3筆です。  
借人の都合により合意解約されたものです。

番号6は、上西鯨坂地内の田1筆、下西鯨坂地内の田2筆です。  
借人の都合により合意解約されたものです。

22ページをお願いします。  
番号7は、上西鯨坂地内の田1筆です。  
借人の都合により合意解約されたものです。

番号8は、干潟地内の田2筆です。  
贈与のため合意解約されたものです。

番号9は、福童地内の田1筆です。  
貸人の都合により合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の23ページをご覧ください。  
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、福童地内の田2筆です。  
集合住宅建設のため届出が提出されたものです。

番号2は、横隈地内の畑1筆です。  
一般個人住宅建設のため届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。  
簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。  
報告事項2件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和6年4月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和6年4月8日(月) 午後2時58分 閉会